

項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第六十八条の三十三を削る。

第六十八条の三十四第二項中「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条を第六十八条の三十三とし、同条の次に次の二条を加える。

(企業主導型保育施設用資産の割増償却)

第六十八条の三十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項及び次項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項及び次項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う

事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日を含む各連結事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、供用日以後三年以内（次項において「供用期間」という。）での用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定す

る政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第十四条第一項の規定）の適用を受けている企業主導型保育施設用資産（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその

- 連結子法人が前項の供用日に当該企業主導型保育施設用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引き継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）とする。
- 3 第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六十八条の三十六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。
- 第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「第六十八条の十五の七第一項」を加える。

第六十八条の四十一第一項中「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合

にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。」)」を削る。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の五」の下に「第六十八条の十五の七」を加える。

第六十八条の四十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「次の」を「次の」に改め、同条第八項中「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

第六十八条の四十三の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第二号イ」を「第四号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「当該特定廃棄物最終処分場に係る」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合 その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。） そ」の「に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合 その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の二の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合 その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第六十八条の六十三の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め

る。

第三章第十五節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「認定農地所有適格法人等」を削り、「以下この項及び第三項」を「第三項第一号」に改め、「又は農業經營基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十日」に、「交付金等（以下この項）」を「交付金等（第一号）」に、「その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」を「（第三項第二号イにおいて「認定計画」に改め、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第二号又は第五号」に、「ときは、同号」を「ときは、第二号イ若しくは口又は第五号」に改め、同項第一号中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及び口において同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供さ

れたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合 その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ 農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。） その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第六十八条の六十四第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第七項中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項第一号イ中「以下この号に」を「イに」に改め、「おいて前条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加える。

第六十八条の六十六第一項中「平成三十年三月三十日」を「平成三十二年三月三十日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の十第五項」を削り、同条第五項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第一款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する加算調整額には、第一項の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により法人税の額に加算された金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十、三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び特別税額加算規定を適用す

るものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

四 地方法人税法第十五条第一項に規定する加算調整額には、特別税額加算規定により法人税の額に計算された金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

第六十八条の六十八第一項及び第九項中「第六十八条の十第五項」を削り、同条第十項中「若しくは第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで」を「第六十八条の七十八から第六十八条の八十一まで、第六十八条の八十四若しくは第六十八条の八十五」に、「第六十八条の七十九第十項から第十三項まで又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の七十九第十項から第十三項まで」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項」を

「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 前条第六項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「第一項の」とあるのは、「次条第一項及び第九項の」と読み替えるものとする。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の十第五項」を削り、同条第四項中「第六十八条の七十八から」の下に「第六十八条の八十一まで」を加え、「第六十八条の八十一から」を「第六十八条の八十一」に、「第六十八条の七十九第十項」を「又は第六十八条の七十九第十項」に、「又は第六十八条の八十三第十一項」とあるのは「又は第六十八条の八十三第十一項」を「の規定」とあるのは「の規定」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第六十八条の六十七第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十八条の六十九第一項の」と読み替える

ものとする。

第六十八条の七十第三項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他」を「同項の規定の適用を受けようとする資産が第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として」に、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第四項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改め、同条第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十八条の七十三第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」

に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十八条の七十四第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改め、同条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第三項中「第六十八条の七十四第五項及び第六項」を「第六十八条の七十四第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載した書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することがで
きる。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十二から第六十八条の八十四まで」を「第六十八条の八十四」に改める。

第六十八条の七十八第九項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第六十八条の八十二及び第六十八条の八十三を次のように改める。

第六十八条の八十二及び第六十八条の八十三 削除

第六十八条の八十五第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項第二号ハ中

「第六十八条の七十九、第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」を「又は第六十八条の七十九」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

第二十節 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特
例

第六十八条の八十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下この項において「株式等」という。）を譲渡し、当該認

定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額に相当する金額とする。

2 前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十八第二十項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「及び前項」とあるのは、「前項」と、「それでいる事項」とあるのは「それでいる事項並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項（以下この項において「国外関連者の名称等」という。）」と、「同法」とあるのは「地方法人税法」と、「前項の」とあるのは「前項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項の」と、「事項を記載した同項」とあるのは「記載すべきものとされている事項を記載した前項」と、

「を添付して」とあるのは「及び国外関連者の名称等を記載した書類を添付して」とする。

第六十八条の八十八第二十六項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第六十八条の九十第二項第二号口中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（口において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）

(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他他の政令で定める要件を満たすもの

第六十八条の九十第二項第三号口中「事業持株会社」を「イ(1)に掲げる外国関係会社」に、「統括業

務」を「統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする」に改め、同項第七号中「行う部分対象外国関係会社」の下に「(これらの事業を行う部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める部分対象外国関係会社を含む。)」を加え、「及びこれ」を「(その本店所在地国においてその役員又は使用人が当該業務の全てに従事している部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定めるものを含む。)」(以下この号において「外国金融機関」という。)

及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社(以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。)のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(次項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額(次項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中

「同じ。」の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条第八項第一号中「連結法人」の下に「及び当該一の連結法人との間に特定資本関係（いづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十八条の九十一第四項中「当該連結法人に係る外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税